

日の出町立学校における地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの
一体的推進に向けて

1 地域学校協働活動について

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

(1) 活動例

- 保護者や地域住民等による授業、放課後等の学習支援、体験・交流活動
- 地元企業等の協力による職場体験
- 地域の協力による学校や地域の環境整備活動、登下校の見守り

(2) 組織

- 地域学校協働本部を設置し、地域コーディネータを配置
地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制

(3) 日の出町立学校の状況

- 平成26年からの「学校支援ボランティア推進協議会事業」にはじまり、平成29年3月に社会教育法の改正により、「地域学校協働活動」が法律に位置付けられたことを契機に、町立学校全校に地域学校協働本部を設置し活動を開始。
- 活動推進経費は、東京都教育委員会の補助（全額）による。
※令和4年度予算 10,573,000円
- 令和4年度から、コミュニティ・スクールの設置、または、設置に向けた具体的な計画があることを条件に補助事業となった。
- 活動例
 - ・学習支援員による学習補助、指導補助
※日の出町立小中学校の全校で実施
 - ・亜細亜大学学生等による水泳指導補助
※令和5年度 陸上部員9名
 - ・学校図書館支援員による図書室の整理・管理
※平井小学校のみで実施。
 - ・部活動指導支援員による部活動の指導補助
 - ・理科授業支援員による理科室の管理・理科実験準備・片づけ
※大久野小と平井小が実施。

2 コミュニティ・スクールについて

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある「地域とともにある学校づくり」をする学校（学校運営協議会を置く学校）

（1）根拠「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第 47 条の 5）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

（2）組織「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第 47 条の 6）

- 1 対象学校の所在する地域の住民
- 2 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 3 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 その他当該教育委員会が必要と認める者

※委員は、特別職の非常勤公務員

※一定の範囲で法的な権限を有する教育委員会の下部組織たる合議制の機関として教育委員会が設置するもの

（3）学校運営協議会の権限

- 学校運営の基本方針の承認
- 学校運営に関する意見
- 教職員の任用に関する意見

（4）設置の状況（令和 3 年 5 月時点）

- 全国の公立学校の 11,856 校、33.3%が導入
- 都内自治体 62 区市町村のうち 33 自治体が導入（都内 62 区市町村の 53.2%）
- 都内公立学校 1,877 校のうち 696 校が導入（都内全公立学校の 37.1%）

※未導入市：22 市町村

武蔵野市、昭島市、調布市、東村山市、国立市、東久留米市、稲城市、羽村市
あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村、大島町、利島村、新島村
神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

※未導入区：12 区

中央区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、中野区、荒川区、練馬区、葛飾区
江戸川区

(4) 運営上の課題

○制度の趣旨の理解

- ・未導入の理由として「学校評議員や類似の仕組みがすでにあるから」、「地域連携がうまく行われているから」、「すでに保護者や地域の意見が反映されているから」が挙げられ、上位を占めており、コミュニティ・スクールと類似の仕組み等との違いが十分に理解されず、学校運営協議会が有する権限や機能を制限している例も見られる。

(参考)

- ・学校運営の基本方針の承認（義務規定）
- ・学校運営に関する意見（任意規定）
- ・教職員の任用に関する意見（任意規定）

○議題の設定

報告事項と協議事項が区別されずに会議が進行するため、学校運営協議会の本来の効果が発揮されず、むしろ、会議開催の負担感が大きなものとなっている。

○会議の開催の目的化

コミュニティ・スクールを導入することや、決められた時期・回数の学校運営協議会を開催することが目的になってしまっている状況も見受けられる。

○運営上の業務負担の偏り

学校運営協議会の委員が、あらかじめ決められた充て職を中心に構成され、各委員の当事者意識が十分でない場合、各種調整や準備等を含め会議運営の負担が一部の者に集中している状況も見受けられる。

○人材や予算の確保

学校運営協議会の委員について、校長とともに協働して学校運営に参画できる当事者意識を有した人材の発掘や男女比・年齢分布等委員構成のバランスの確保に苦慮するほか、特別職の非常勤公務員として任命される委員に支払う報酬や会議の開催経費の確保が十分でない状況も見受けられる。

3 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に向けて

「日の出町教育ビジョン 2023」を推進するための取組の重点として位置付ける。

○地域学校協働活動のさらなる充実

○コミュニティ・スクール設置に向けて

- ・学校・保護者・地域住民への制度の趣旨の理解促進
- ・設置に向けた会議体を立ち上げ日の出町にあったコミュニティ・スクールを検討
- ・地域人材の発掘、予算、事務手続きなどのロードマップの作成
- ・地域学校協働活動やPTAとの連携、学校評議員会の取り扱いの明確化

強制的に導入し活動を形骸化させないように、「日の出町教育ビジョン 2023」の理念を踏まえ、学校・保護者・地域のコミュニティ・スクールに対する理解促進、計画的な導入・準備、導入後の円滑な運営を見据えて令和7年度を目途に1校に学校運営協議会を設置し、順次、準備ができた学校から導入していく。